

副 本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田学外 52名

被 告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 小川裕之外 36名

被 告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 鈴木桂太外 15名

被 告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

準 備 書 面 (7)

平成20年12月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

参加行政庁指定代理人

河合 由紀男



同

高橋



同

山田 幸男



同

小山 英俊



同

志賀 敏一



参加行政庁は、原告らの平成20年9月19日付け求釈明申立書（以下「原告ら求釈明申立書」という。）に対し、以下のとおり回答する。

第1 原告ら求釈明申立書第1について

1 同第1項について

丁第45号証の出典等については、参加行政庁の平成20年9月19日付け証拠説明書に記載のとおりである。

なお、同号証は、下北沢駅改札口横の小田急線地下工事情報ステーション「シモチカナビ」において、公に放映されているDVD映像の一場面を、小田急電鉄株が、静止画として印刷し、参加行政庁世田谷区に対して提供したものである。

2 同第2項について

丁第45号証の「下北沢駅整備イメージ図」は、地表部に建設される駅舎、地下1階の機械室、地下2階の緩行線ホーム及び地下3階の急行線ホーム等、各々の位置関係及び昇降施設等の配置位置を図化したものであって、実際に駅舎が完成した後に外部から視認できるものではない。

3 同第3項について

丁第45号証で示した駅舎以外の事項については、参加行政庁世田谷区は、小田急電鉄株から何ら情報提供を受けていない。

第2 原告ら求釈明申立書第2について

1 丁第46号証については、参加行政庁世田谷区が「車両走行軌跡作図システム（コンピューター・ソフト）」を用いて作成したものであり、回転半径等の軌跡に関する数値は、道路構造令4条2項の表「普通自動車」の欄のとおりである。